

川崎市行財政改革委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 「第 2 次川崎市行財政改革プラン」の着実な推進を図るために、改革について意見を聴くことを目的として、川崎市行財政改革委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の行財政改革のあり方等について意見を述べること。
- (2) 行財政改革プランに基づく改革の進捗状況について報告を受け、意見を述べること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって構成する。

- 2 委員は、市民代表及び学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(座長)

第 4 条 委員会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

(委員会の招集)

第 5 条 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

(部会)

第 6 条 座長は、必要に応じて、部会を開くことができる。

- 2 部会の出席者は、委員会委員のなかから、その都度、座長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 委員会において、必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年9月10日から施行する。

(川崎新時代・行財政システム改革懇談会設置要綱の廃止)

2 川崎新時代・行財政システム改革懇談会設置要綱(平成6年川総行第4号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。